諮問日:令和4年7月19日(令和4年度(最情)諮問第8号)

答申日:令和4年10月19日(令和4年度(最情)答申第23号)

件 名:東京高等裁判所に所属している特定の裁判官を部総括にした際の文書の不

開示判断(不存在)に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

東京高裁に所属している特定の裁判官を東京高裁部総括にした際の司法行政 文書一切(以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、最高裁 判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開 示とした判断(以下「原判断」という。)について、最高裁判所事務総長が、 「裁判官会議(第16回)議事録(令和3年6月9日開催)」を対象文書とし て特定し、改めて開示等の判断をするとしていることは、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和4年3月18日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の3に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

- 1 前回、苦情申出人は特定人A被疑者に関する司法行政文書の開示請求を行った際に、最高裁は、裁判官会議(第36回)議事録(平成30年12月12日開催抜粋)(片面で4枚)の司法行政文書の開示を行っており、裁判官の人事については、全て最高裁が行っており、かつ、苦情申出人の聞き取り調査では、部総括までは最高裁が行っているということであったため、本件で、前記特定人A被疑者に関する司法行政文書はないということはあり得ない。
- 2 本件開示請求において、苦情申出人は特定人A被疑者の氏名を誤って「B」

と誤記により請求を行っているが、苦情申出人は、以前も似たような請求を行っていることや、検索をすれば最高裁任用課ではすぐにこのような人物はおらず「A」であったことが判明する。開示請求から3か月近い期間もありながら、開示請求書に記載されている名前が誤記でないのか、苦情申出人に問い合わせもできたのに、それも怠っている。

それに、本件申立てを行う際、もしかして名前違いで不開示になったかもしれないと思い、担当に問い合わせたが、それすらも回答しなかった。本来、もし名前違いであれば、再度開示請求を行うことも検討したが、最高裁の回答であれば本件申立てをするしかない。

司法行政文書開示請求は、行政庁が行っている行政文書開示請求に準じた手続きを行うのは当然であるが、そこは完全に無視している。時間をかけて対象文書を開示するならまだしも、仮に本件が名前違いでの不開示であれば、どれだけ仕事ができない連中なのかが分かる。なぜなら、任用課に問い合わせれば名前が誤記であることはすぐに分かったからである。

3 以上、本件は、最高裁が苦情申出人の行った開示請求で、そのような裁判官が存在しないことは、容易に分かることなのに、3か月近くもかけて不開示決定を行っており、本件申立てにおいては名前の誤記のため不開示になったのかどうかの問い合わせに対して無視しており、正式な名前で苦情の申立てを行うが、もしその名前で対象文書が存在した場合は、事務総長等を刑事告訴する。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 氏名が「B」である裁判官は東京高等裁判所に所属していないことから、本 件開示申出に係る文書は存在しない。念のため、最高裁判所において、当該文 書を探索したが、当該文書は存在しなかった。

しかし、本件苦情申出を受け、開示申出に係る裁判官の氏名が「A」であることが明らかとなったことから改めて文書を探索したところ、対象文書として「裁判官会議(第16回)議事録(令和3年6月9日開催)」が存在すること

が認められた。

したがって、当該文書を対象文書として特定し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(以下「法」という。) 5条各号に規定する不開示情報に相当する情報の記載の有無等について検討した上で、改めて開示等の判断を行うこととする。

2 なお、苦情申出人は、概要、開示申出掲記の氏名について苦情申出人に問い 合わせることを怠った旨を主張する。

この点、開示申出人に対して補正を求める手続は、開示申出書に形式上の不備があると認めるときに行うことができるところ(平成27年4月6日付け最高裁秘書第671号事務総長通達「裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱の実施の細目について」(以下「実施細目」という。)記第1の3)、本件開示申出について形式上の不備はなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和4年7月19日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年9月9日 審議

④ 同年10月14日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、氏名が「B」である裁判官は東京高等裁判所に所属していないことから、本件開示申出に係る文書は存在しないと判断したが、本件苦情申出を受け、開示申出に係る裁判官の氏名が「A」であることが明らかとなったことから改めて文書を探索したところ、対象文書として「裁判官会議(第16回)議事録(令和3年6月9日開催)」が存在することが認められたため、当該文書を対象文書として特定し、改めて開示等の判断を行うとのことである。本件開示申出書及び本件苦情申出書の記載内容を踏

まえて検討すれば、最高裁判所事務総長の上記判断は合理的である。したがって、当該文書が本件開示申出文書に該当するものと認められる。

苦情申出人は、本件開示申出について苦情申出人に問い合わせることを怠った旨主張するが、本件開示申出書に形式上の不備はなく、補正を求める必要性は認められないから(実施細目記第1の3参照)、上記主張を採用することはできない。

2 以上のとおり、原判断につき、最高裁判所事務総長が「裁判官会議(第16回)議事録(令和3年6月9日開催)」を対象文書として特定し、改めて開示等の判断をするとしていることについては、当該文書が本件開示申出文書に該当するものと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開·個人情報保護審查委員会

委	員	長	髙	橋		滋
委		員	門	口	正	人
委		員	長	戸	雅	子